

鯖江・丹生消防組合事務代決および専決規程(昭和54年鯖江・丹生消防組合訓令第2号)の全部を次のように改正する。

(目的)

第1条 この規程は、管理者の権限に属する事務の代決および専決に関し、必要な事項を定めることにより、合理的かつ能率的な事務の処理を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 決裁 管理者またはその補助機関が、管理者の権限に属する事務について最終的にその意思を決定することをいう。

(2) 代決 管理者の補助機関が、一時決裁の権限を有する者(以下「決裁権者」という。)に代わつて決裁することをいう。

(3) 専決 管理者の補助機関が、常時管理者に代わつて決裁することをいう。

(4) 合議 決裁を受ける事案の内容について、関係する他の課等の同意を得ることをいう。

(5) 消防長 鯖江・丹生消防組合消防本部の組織に関する規則(昭和54年鯖江・丹生消防組合規則第1号。以下「本部の組織に関する規則」という。)第4条に規定する消防長をいう。

(6) 課長 本部の組織に関する規則第5条第2項に規定する課長、鯖江・丹生消防組合消防署の組織に関する規程(昭和54年鯖江・丹生消防組合消防本部訓令第1号。以下「消防署の組織に関する規程」という。)第4条に規定する消防署長ならびに同規程第5条第1項の規定により置かれた副署長および同条第3項の規定により置かれた分署長をいう。

(7) 参事 本部の組織に関する規則第5条第2項に規定する参事、消防署の組織に関する規程第5条第2項に規定する課長、同条第3項に規定する副分署長ならびに同条第4項および第5項に規定する所長をいう。

(8) 課長補佐 本部の組織に関する規則第5条第2項に規定する参事および消防署の組織に関する規程第5条第2項に規定する課長補佐をいう。

(平17訓令1・平21訓令1・平24訓令3・令4訓令2・一部改正)

(代決)

第3条 決裁権者が不在のとき、次の表に定めるところにより代決をすることができる。ただし、決裁権者があらかじめ代決をすることを禁止した事項については、この限りでない。

決裁権者の区分	代決をすることができる者	
	決裁権者が不在のとき。	決裁権者および左欄に掲げる者がともに不在で、かつ、緊急やむを得ないとき。
管理者	副管理者	消防長
副管理者	消防長	主務課長
消防長	主務課長	総務課長
課長	当該事務を所掌する参事または課長補佐	

2 前項において、課長および代決をすることができる者がともに不在のときは、あらかじめ消防長が指定する課長補佐または主任がこれを代決する。

(平17訓令1・平24訓令3・一部改正)

(特殊な事件の代決)

第4条 前条の場合において、重要もしくは異例に属する事項または新規の計画に関する事項については、あらかじめその処理につき上司の指揮を受けて代決しなければならない。

(後関)

第5条 代決をした者は、代決をした事務の関係書類等を決裁権者が不在でなくなつたときに、速やかに後関に供しなければならない。

(管理者の決裁を要する事項)

第6条 次の各号に該当する事項は、専決することができない。

(1) 消防組合の総合企画および運営に関すること。

(2) 消防行政の基本方針および計画の決定に関すること。

(3) 消防組合議会の招集および議会に付議すべき事件に関すること。

(4) 地方自治法(昭和22年法律第67号)第179号および第180条に規定する長の専決処分に関すること。

(5) 条例、規則等の制定、改廃に関すること。

(6) 特に重要な告示、公告および指令に関すること。

(7) 行政組織に関すること。

- (8) 儀式および表彰に関すること。
 - (9) 予算の編成に関すること。
 - (10) 特に重要な組合財産の取得および処分に関すること。
 - (11) 起債および一時借入金に関すること。
 - (12) 特に重要な請願、陳情、申請、照会および回答に関すること。
 - (13) 訴訟、訴願、異議の申立および和解に関すること。
 - (14) 特に重要な事務の能率、改善に関すること。
 - (15) 特に重要な会議の招集および付議案件に関すること。
 - (16) 職員(臨時職員を除く。)および消防団長の任免、給与、賞罰および重要な人事に関すること。
 - (17) 監査委員の任免に関すること。
 - (18) 特に重要な報告および復命に関すること。
 - (19) その他特に重要な事項の決定に関すること。
- (専決事項)

第7条 副管理者以下の専決事項は、**別表**に定めるとおりとする。

(重要事項等の専決)

第8条 専決をすることができる者(以下「専決者」という。)は、専決をすることができる事項(以下「専決事項」という。)であつても、当該事項が**次の各号**の一に該当するときは、上司の決裁を受けなければならない。

- (1) 内容が特に重要であると認められるとき。
- (2) 取扱い上異例に属し、または重要な先例になると認められるとき。
- (3) 疑義もしくは重大な紛争があるとき、または処理の結果重大な紛争を生ずるおそれがあると認められるとき。
- (4) あらかじめその処理について特に上司の指示を受けたとき。

(重要事項に関する報告)

第9条 専決者は、専決した事務のうち特に上司において了知しておく必要があると認められるものについては、適宜その内容を整理して上司に報告しなければならない。

(類推による専決)

第10条 法令の制定等により新たに管理者の権限に属することとなつた事務その他の事務でこの規程に定めのないものに係る事項については、副管理者、消防長および課長は、その所掌事務に関しこの規程に定めるところを類推して専決することができる。

(決裁区分等の特例)

第11条 臨時または特別の事務でこの規程に定める決裁の区分および手続により処理することが適当でないものについては、管理者が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この訓令は、平成12年4月1日から施行する。
 - 2 この訓令による改正後の**鯖江・丹生消防組合事務代決および専決規程別表**第3項第1号の規定は、平成12年度予算に係るものから適用し、平成11年度予算に係るものについては、従前の例による。
- 附 則(平成17年訓令第1号)
- この訓令は、平成17年4月1日から施行する。
- 附 則(平成21年訓令第1号)
- この訓令は、平成21年7月1日から施行する。
- 附 則(平成24年訓令第3号)
- この訓令は、平成24年4月1日から施行する。
- 附 則(令和4年訓令第2号)
- この訓令は、令和4年4月1日から施行する。

別表

(平17訓令1・全改、令4訓令2・一部改正)

1 一般専決事項

専決事項	副管理者	消防長	課長
(1) 文書の処理に関すること。			
ア 告示、公告および指令(法規的性質を有するものを除く。)	重要なもの	定例的なもの	
イ 照会、回答、報告、通知、送付等	重要なもの	異例なもの	定例的なもの
ウ 上申、申請(補助申請を除く。)内申、辞令、副申等	重要なもの	異例なもの	定例的なもの
(2) 広報、公聴等に関すること。			

ア 広報および公聴に関すること。		○	
イ 陳情、要望または苦情を処理し、そのてん末を確認すること。	重要なもの	軽易なもの	
(3) 行政処分等に関すること。			
ア 許可、認可、承認、取消等の行政処分を行うこと。(各種措置等の決定を含む。)	重要なもの	異例なもの	定例的なもの
イ 許可証、免許証等を再交付すること。		○	
ウ 証明を行うこと。		○	
エ 各種団体等が行う行事の共催、後援、協賛等を決定すること。		○	
(4) 会議等の開催に関すること。			
ア 協議会、研修会等の庁外会議を開催すること。	重要なもの	定例的なもの	
イ 庁内の事務打合わせ会等を開催すること。		○	
(5) 情報公開等に関すること。			
ア 行政文書、自己情報の開示等の可否を決定すること。		○	
(6) 事務事業の管理に関すること。			
ア 事業の計画および実施に関すること。	重要なもの	異例なもの	定例的なもの
イ 業務に係る原簿、台帳等を作成、保管すること。			○
ウ 業務に係る資料を収集することおよび調査研究をすること。			○
エ 復命書を確認すること。	重要なもの	異例なもの	定例的なもの
オ 事務引継書を確認すること。	部長	課長	課員
カ 請願、陳情または要望を行うこと。	重要なもの	重要なもの	定例的なもの
(7) 儀式、表彰に関すること。			
ア 国、県および各種団体へ被表彰者を推薦すること。(叙勲、褒賞を除く。)	国、県	各種団体	
イ 感謝状を発行すること。			
ウ 式典を開催すること。	重要なもの	重要なもの 定例的なもの	軽易なもの
(8) 行政財産に関すること。			
ア 用途変更および廃止を決定すること。	重要なもの	軽易なもの	
イ 目的外使用の許可を決定すること。	重要なもの	軽易なもの	
ウ 使用許可を決定すること。		異例なもの	定例的なもの

2 人事専決事項

専決事項	副管理者	消防長	課長
(1) 行政委員会、附属機関以外の委員等の委嘱等	○	各種団体	
(2) 職務専念の義務免除	消防長	課長(総務)	課員(総務)
(3) 営利企業等の従事許可	○		
(4) 消防組合職員としての身分証明			○(総務)
(5) 法令、条例等に基づく個別の身分証明			○
(6) 年次休暇	消防長	課長	課員(主務)
(7) 病気休暇、特別休暇、欠勤	消防長	課長(総務)	課員(総務)
(8) 育児休業等の承認・取消	消防長	課長(総務)	課員(総務)
(9) 超過(休日)勤務命令、週休日の振替			○
(10) 旅行命令			
ア 宿泊を要する旅行命令、通常の経路以外のもの	消防長	課長、課員、付属機関の委員	
イ 上記以外の旅行命令	消防長	課長	課員、付属機関の委員

(11) 消防団に関すること。(消防団長の任免を除く)	重要なもの	異例なもの	定例的なもの
(12) 職員の本部教養、所属教養等に関すること。		○	
(13) その他服務に関する事務	重要なもの	異例なもの (総務)	定例的なもの (総務)

3 財務専決事項

- (1) 支出負担行為および支出命令に関すること
支出負担行為および支出命令に関する専決区分

区分		支出負担行為			支出命令			備考
節	細節	総務課長	消防長	副管理者	総務課長	消防長	副管理者	
1 報酬								
2 給料								
3 職員手当等	退職手当							
	上記以外の手当等							
4 共済費	給料および職員手当に係るもの							
	上記以外のもの							
5 災害補償費			～200	200～1,000				
6 恩給および退職年金								
7 報償費		～30	30～100	100～				
8 旅費	宿泊を要するもの、通常の経路以外のもの	(旅行命令の決裁区分による。)						左記にかかわらず議会の議員等に係るものについては消防長専決とする。また、簡易旅行命令簿に係る支出負担行為については、総務課長専決とする。
	上記以外のもの							
9 交際費		～10	10～20	20～				
10 需用費	消耗品費	～30	30～					左記にかかわらず単価契約に係るものおよび郵便料、電話料、レセプト審査手数料等あらかじめ単価が定められているものについては総務課長専決とする。
	燃料費							
	食糧費	～50	50～					
	印刷製本費	～30	30～					
	光熱水費							
	修繕料	～150	150～					
	医薬材料費	～50	50～					
11 役務費		～100	100～300	300～				
12 委託料	建設事業	～500	500～1,000	1,000～2,000	～1,000	1,000～2,000	2,000～	
	上記以外のもの	～50	50～300	300～1,000	～300	300～1,000	1,000～	左記にかかわらず単価契約に係るものについては総務課長専決とする。
13 使用料および賃借料		～50	50～300	300～				

14	工事請負費		～500	500～1,000	1,000～2,000	～2,500	2500～5,000	5,000～	左記にかかわらず単価契約に係るものについては総務課長専決とする。
15	原材料費		～50	50～500	500～				
16	公有財産購入費			～200	200～2,000	～200	200～		
17	備品購入費		～20	20～ ～200	200～	～200	200～		
18	負担金、補助および交付金		～200	200～1,000	1,000～2,000	～1,000	1,000～2,000	2,000～	左記にかかわらず保険給付に係る負担金等については主務課長専決とする。
19	扶助費		～100	100～		～100	100～		
20	貸付金		～100	100～500	500～1,000	～500	500～		
21	補償補てんおよび賠償金			～200	200～1,000	～200	200～		
22	償還金利子および割引料								
23	投資および出資金			～200	200～500	～200	200～		
24	積立金			～200	200～500	～200	200～		
25	寄付金			～10	10～ ～50	～100	100～		
26	公課費								
27	繰出金			～500	500～	～500	500～		

注 決裁区分の金額「10～50」は、「10万円を超え、50万円以下」を意味する。

(2) 収入に関すること

専決事項	副管理者	消防長	総務課長
歳入の調定		重要なもの	○
督促			○
減免、徴収猶予	重要なもの	異例なもの	定例的なもの
還付、充当、過誤納払整理			○
不納欠損処分		○	
繰替払			○
納入通知書の発行			○
収入の更正			○
収入通知			○

(3) 契約に関すること。

専決事項	副管理者	消防長	総務課長
入札保証金、契約保証金の受け入れ、払出し			○
工事等施工伺、予定価格および最低制限価格の決定	それぞれの契約の支出負担行為決裁区分による。ただし、当該契約が単価契約に係るときは、年間購入(請負)予定額の区分による。		
見積書徴収相手方および入札参加者の決定	同上		
入札の公告および通知			○
入札執行および落札者の決定			○
落札の通知			○

契約の締結	それぞれの契約の支出負担行為決裁区分による。ただし、当該契約が単価契約に係るときは、年間購入(請負)予定額の区分による。		
契約の解除または変更についての通知			○
違約金額の決定、減免			○
工事等の監督命令	5,000万円を超えるもの	5,000万円以下のもの	1,000万円以下のもの
検査命令、検査(収)調書報告受	5,000万円を超えるもの	5,000万円以下のもの	1,000万円以下のもの
工事等の設計、仕様の変更	それぞれの契約の支出負担行為の変更の決裁区分による		
工期、納期の変更			○
下請業者の承認			○

(4) 普通財産および物品に関すること。

専決事項	副管理者	消防長	総務課長
普通財産貸付	重要なもの	○	
物品の処分		重要なもの	定例的なもの
物品の貸付、分類換、所管換、出納命令			○

(5) その他財務に関すること。

専決事項	副管理者	消防長	総務課長
予備費の充用	100万円を超えるもの	100万円以下のもの	
予算の流用		100万円を超えるもの ただし、食糧費を除く同目同節間の流用は、総務課長専決とする。	100万円以下のもの
予算科目(節)の新設			○
科目更正、年度更正、会計更正			○
戻入、戻出命令			○
振替命令			○
補助金交付申請	重要なもの	定例的なもの	
歳入歳出外現金の受入、払出	重要なもの	異例なもの	定例的なもの
資金前渡概算払精算	支出負担行為決裁区分による。		
証券支払拒絶に伴う納入通知書等の発行			○
1年経過後の小切手償還に基づく支出の調査決定			○
寄附の採納			
土地	50万円未満のもの	20万円未満のもの	10万円未満のもの
上記以外のもの	20万円未満のもの	10万円未満のもの	5万円未満のもの